

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務【令和5年3月31日 終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名護市は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県名護市長

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務【令和5年3月31日 終了】
②事務の概要	<p>名護市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に定められた市町村長の行う電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る業務を行うため、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>本市が行う本給付金の支給事務に関し、必要となる転入者等の以下の情報を取得する。</p> <ul style="list-style-type: none">①個人住民税に係る課税年度②市町村民税所得割額③市町村民税均等割額④住民登録外課税の有無⑤住民登録外課税者の課税地市区町村コード
③システムの名称	住民基本台帳システム、税務システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項 別表第一 101の項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条・「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和3法律第38号)第10条(「特定公的給付」に指定)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号、別表第二121の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	名護市 福祉部 非課税世帯等特別給付金事業プロジェクトチーム
②所属長の役職名	非課税世帯等特別給付金事業プロジェクトチーム主幹
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	名護市福祉部非課税世帯特別給付金事業プロジェクトチーム 沖縄県名護市港一丁目1番1号 電話 0980-53-1212
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	名護市福祉部非課税世帯特別給付金事業プロジェクトチーム 沖縄県名護市港一丁目1番1号 電話 0980-53-1212

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

